

# 大容量泡放水砲用防災資機材等に係る防災要員の減員の計画等の評価に係る業務規程

制定 平成20年8月13日危保規程第9号  
一部改正 令和2年11月24日危保規程第6号

## 第1条 目的

この規程は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づき、特定事業所の自衛防災組織（共同防災組織及び広域共同防災組織を含む。以下同じ。）に配備される大容量泡放水砲等に関し、大容量泡放水砲等の配置の状況等から防災要員の有効な減員効果を評価するとともに、併せて、防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具を装備した大容量泡放水砲等に関し、その有する特性に基づく防災要員の減員について評価を行い、特定事業所における合理的な保安対策の推進に資するため、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が行う評価に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条 用語の定義

この規程で用いる用語の定義は次のとおりとする。

### 1 大容量泡放水砲

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号。以下「省令」という。）第19条の2第1項各号並びに第2項に規定された泡放水砲をいう。

### 2 大容量泡放水砲用防災資機材等

省令第19条の2第3項から第5項に規定された防災資機材等をいう。

### 3 大容量泡放水砲等

大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等をいう。

### 4 大容量泡放水砲等を導入する特定事業所の減員の計画

大容量泡放水砲等を導入する特定事業所の危険物施設の配置、防災活動に必要な場所、通路、大容量泡放水砲用屋外給水施設等の配置状況に基づき、省令第17条の2第1項ただし書きの規定により、大容量泡放水砲等に必要な防災要員の人数を減じる場合であっても、大容量泡放水砲等を用いた防災活動を支障なく行うことができると考えられる減員の計画をいう。

### 5 省力化に資する大容量泡放水砲等

防災要員を減員する目的で防災要員が行う防災活動における作業の省力化に資する装置・機械器具等を装備した大容量泡放水砲等をいう。

## 第3条 評価の対象及び業務

評価の対象及び業務の内容は次のとおりとする。

- 1 「大容量泡放水砲等を導入する特定事業所の減員の計画」について、「大容量泡放水砲等の配置の状況その他の事情を勘案し計画の妥当性」等の評価
- 2 「省力化に資する大容量泡放水砲等」について、「その有する操作・監視機能の

特性から省力化に係る操作性、信頼性、安全性」等の評価

#### 第4条 委員会

- 1 評価の公正かつ効率的な実施を図るため、協会に大容量泡放水砲用防災資機材等に係る防災要員の減員の計画等の評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会の組織、所掌事務その他委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第5条 評価の申請

- 1 評価を受けようとする者は、申請書に関係書類を添えて、協会の理事長（以下「理事長」という。）に申請しなければならない。
- 2 申請の区分  
申請の区分は、次のとおりとする。
  - (1) 大容量泡放水砲等を導入する特定事業所の減員の計画
  - (2) 省力化に資する大容量泡放水砲等
- 3 評価の申請者  
評価の申請者は、次のとおりとする。
  - (1) 2(1)にあつては、大容量泡放水砲等を導入する特定事業者（共同防災組織及び広域共同防災組織を代表する者を含む。以下同じ。）
  - (2) 2(2)にあつては、省力化に資する大容量泡放水砲等の製造者等（輸入業者を含む。）又は省力化に資する大容量泡放水砲等を導入する特定事業者

#### 第6条 評価の方法

理事長は、申請のあった評価の対象について、現地調査及び書類確認等を行うものとする。

#### 第7条 審査等の諮問等

- 1 理事長は、委員会での審査等が必要であると認められる場合は、委員会に諮問する。
- 2 委員会は、諮問のあった事項について審査等を行い、その結果に意見を付して理事長に報告するものとする。

#### 第8条 評価の分類等

評価の分類は、新規、再評価、変更（重変更、軽変更）によるものとし、申請等の内容及び申請等に係る手続き等は次のとおりとする。

- 1 新規  
新たに第5条2、(1)又は(2)について評価を受けようとする者が申請するものである。
  - (1) 評価を受けようとする者は、第5条2、(1)に係るものにあつては様式第1の1の申請書に、また、第5条2、(2)に係るものにあつては様式第2の申請書に、それぞれ大容量泡放水砲用防災資機材等に係る防災要員の減員の計画等の評価に係

る実施細則（以下「実施細則」という。）第3条1又は2に掲げる添付書類を添えて理事長に申請するものとする。

- (2) 理事長は、申請書類について、第6条及び第7条の規定により評価を実施する。
- (3) 理事長は、評価を行った結果を、第5条2、(1)に係るものにあつては様式第7の1の通知書、また、第5条2、(2)に係るものにあつては様式第8の通知書により申請者に通知する。

## 2 再評価

- (1) 既に第5条2、(1)の評価を受けた者が次に示す日のうち最も遅い日から5年を超えない期日までに受けなければならない。
  - ア 1に規定した新規の評価を受けた日
  - イ 再評価を受けた日
  - ウ 3に規定する重変更の評価を受けた日
- (2) 再評価を受けようとする者は、様式第3の1の申請書に、実施細則第3条3に掲げる書類を添えて理事長に申請するものとする。
- (3) 理事長は、申請書類について、第6条の規定により評価を実施する。
- (4) 理事長は、評価を行った結果を、様式第9の1の通知書により申請者に通知する。
- (5) (4)の通知書に不適正の旨の記載がある場合で、改めて評価を受けようとする者は、(2)により申請するものとする。この場合、不適正の原因を究明し、その結果を申請書に添付しなければならないものとする。

## 3 重変更

- (1) 既に第5条2、(1)又は(2)の評価を受けた者が、評価の有効性など当該評価に係る重要な要件に関し変更を行おうとする場合にあらかじめ受けなければならない。ここで、重変更の例は実施細則第4条1に掲げるものとする。
- (2) 重変更に係る評価を受けようとする者は、第5条2、(1)に係るものにあつては様式第4の1の申請書に、また、第5条2、(2)に係るものにあつては様式第5の申請書に、それぞれ実施細則第3条4に掲げる書類のうち当該重変更に係る添付書類を添えて理事長に申請するものとする。
- (3) 理事長は、申請書類について、第6条及び第7条の規定により評価を実施する。
- (4) 理事長は、評価を行った結果を、第5条2、(1)に係るものにあつては様式第10の1の通知書に、また、第5条2、(2)に係るものにあつては様式第11の通知書により申請者に通知する。
- (5) (4)の通知書に不適正の旨の記載がある場合で、改めて重変更の評価を受けようとする者は、(2)により申請するものとする。この場合、不適正の原因を究明し、その結果を申請書に添付しなければならないものとする。

## 4 軽変更

- (1) 既に第5条2、(1)又は(2)の評価を受けた者が、評価の有効性など当該評価に重大な影響を及ぼさない範囲の変更を行おうとする場合にあらかじめ受けなければならない。ここで、軽変更の例は実施細則第4条2に掲げるものとする。
- (2) 軽変更に係る評価を受けようとする者は、第5条2、(1)に係るものにあつては

様式第4の1の申請書に、また、第5条2、(2)に係るものにあつては様式第5の申請書に、それぞれ実施細則第3条4に掲げる書類のうち当該軽変更に係る添付書類を添えて理事長に申請するものとする。

(3) 理事長は、申請書類について、第6条の規定により評価を実施する。

なお、理事長が認める場合は、現地調査を省略することができる。

(4) 理事長は、評価を行った結果を、第5条2、(1)に係るものにあつては様式第10の1の通知書に、また、第5条2、(2)に係るものにあつては様式第11の通知書により申請者に通知する。

(5) (4)の通知書に不適正の旨の記載がある場合で、改めて軽変更の評価を受けようとする者は、(2)により申請するものとする。この場合、不適正の原因を究明し、その結果を申請書に添付しなければならないものとする。

#### 5 評価確認書

(1) 評価確認書は、既に第5条2、(2)の評価を受けた者が、当該評価を受けたものと同一の省力化に資する大容量泡放水砲等を出荷（評価を受けた者が特定事業者の場合は導入）する前に交付を受けることができるものである。

(2) 評価確認書の交付を受けようとする者は、様式第6の申請書に、実施細則第3条5に掲げる書類を添えて理事長に申請するものとする。

(3) 理事長は、申請書類を確認し、適正であると認めた場合は、様式第12の確認書を申請者に交付する。

#### 6 届出

既に第5条2、(1)又は(2)の評価を受けた者が以下に示す内容を変更した場合に、遅滞なく様式第13又は様式第14の届け出書に關係書類を添えて届け出なければならない。

(1) 評価を受けた者の氏名（法人にあつては、その名称）又は住所（所在）に変更があったとき

(2) 評価を受けた者に合併等（譲り受け、借り受け、相続、合併又は分割）があったとき

#### 第9条 事故等の報告

第5条2、(1)又は(2)の評価を受けた者は、評価を受けた内容に係る事故等の不具合事象を知り得た場合は、直ちに理事長に報告しなければならないものとする。

#### 第10条 臨時調査

1 理事長は、真正、かつ、公正な評価の遂行上必要があると認めた場合は、協会の職員を關係ある場所に派遣し、評価を受けた第5条2、(1)又は(2)に係る内容について調査させ、評価を受けた者又はその關係者に質問させることができるものとする。評価を受けた者は、正当な理由のある場合を除き、速やかに臨時調査に応じなければならないものとする。

2 理事長は、臨時調査に際し、緊急を要する場合を除き、あらかじめ様式第15に定める通知書により評価を受けた者に通知するものとする。

- 3 臨時調査を受けようとする者は、様式第16に定める申請書により理事長に申請するものとする。
- 4 理事長は、1による調査及び質問について、書類の提出又は書面による報告を求めることができるものとする。
- 5 評価を受けた者は、4による書類の提出又は書面による報告を求められた場合、理事長が指定する期限内にこれに応じなければならないものとする。
- 6 理事長は、臨時調査を行った結果を様式第17に定める通知書により通知するものとする。臨時調査を受けた者は、当該通知書に記載された内容に応じて、必要な措置を行った場合は、理事長が指定する期限内にその内容について理事長に報告しなければならないものとする。

#### 第11条 評価の取消

- 1 理事長は、第5条2、(1)又は(2)の評価を受けた者が次の(1)から(9)のいずれかに該当すると認めた場合は、評価を取り消すことができるものとする。評価を取り消す場合において、理事長は、申請者に対し、様式第18に定める通知書により通知するものとする。

なお、この場合、既に納付された手数料は返還しないものとする。

- (1) 不正又は不当な手段を用いて評価を受けたことが判明した場合
  - (2) 真正、かつ、公正な評価の遂行を阻害した場合
  - (3) 第8条2から4に規定する評価を受けなかった場合
  - (4) 第9条に規定する報告をしなかった場合
  - (5) 正当な理由がないにも係わらず、第10条に規定する調査を拒否し、妨害し、又は調査に関して協会が必要と認める書類の提出又は書面による報告を求めた場合にこれを拒み、虚偽の書類を提出し、若しくは虚偽の報告をした場合
  - (6) 第12条1から5のいずれかに該当することが判明した場合
  - (7) 様式第7の1から様式第12、様式第15、様式第17及び様式第18に規定する通知書等を不正に使用し、改ざんし、又は偽造した場合
  - (8) この規程の定めに違背した場合
  - (9) その他この規程に基づく評価に関し、故意若しくは重大な過失により協会の信用を失墜させ、又はそのおそれがある場合
- 2 理事長は、1に規定する評価の取消を行おうとするときは、あらかじめ、第5条2、(1)又は(2)の評価を受けた者にその旨を通知し、弁明の機会を与えるものとする。
  - 3 理事長は、取消を行った場合は、第5条2、(1)又は(2)の評価を受けた者に係る次の(1)から(6)に定める事項について公表することができるものとする。
    - (1) 住所又は法人の所在
    - (2) 氏名又は法人の名称
    - (3) 法人の代表者の氏名又は職位
    - (4) 取消を行った評価
    - (5) 取消の理由及び措置内容
    - (6) その他理事長が必要と認めた事項

## 第12条 申請の不受理

理事長は、第5条2、(1)又は(2)の評価を受けようとする者が次の1から5のいずれかに該当すると認めた場合は、第8条に規定する申請等を不受理とすることができるものとする。

- 1 評価の申請者が、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者である場合
- 2 第11条に規定する取消又は協会が実施する他の業務における取消を受け、3年を経過していない場合
- 3 第11条に規定する取消又は協会が実施する他の業務における取消を受け、3年を経過していない法人の役員である者又は役員であった者が、評価の申請者又はその役員である場合
- 4 評価の申請者又はその役員が、刑法上の傷害罪、暴行罪、脅迫罪、背任罪等の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない場合
- 5 その他理事長がこの規程による評価を行うことが不適當であると認めた場合

## 第13条 評価の取り下げ

第5条2、(1)又は(2)の評価を受けた者が当該評価を取り下げる場合は、様式第19に規定する届出書により理事長に届け出るものとする。

## 第14条 試験等の委託

理事長は、必要があるときは、この規程による評価に係る業務の一部を他に委託することができる。

## 第15条 手数料

- 1 手数料の額は、以下に掲げる評価の種類に応じそれぞれ定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。ただし、現地調査が必要な場合の手数料の額は、この額に2に定める旅費等の額を加算した額とする。

### (1) 第5条2、(1)に係る評価

ア 第8条1に規定する評価は、以下の(ア)から(ウ)を合算した額とする。

(ア) 基礎手数料（減員する人数が10人までの計画）

800,000円

(イ) 減員する人数が10人を超える場合は、1人増えるごとに以下の金額を乗じた額

50,000円

(ウ) 第7条に規定する委員会の審議等の回数に以下の金額を乗じた額

500,000円

イ 第8条2に規定する再評価

300,000円

ウ 第8条3に規定する重変更は、以下の(ア)から(ウ)を合算した額とする。

(ア) 基礎手数料（減員する人数が10人までの計画）

560,000円

(イ) 減員する人数が10人を超える場合は、1人増えるごとに以下の金額を乗じた額

35,000円

(ウ) 第7条に規定する委員会の審議等の回数に以下の金額を乗じた額

500,000円

エ 第8条4に規定する軽変更

100,000円

(2) 第5条2、(2)に係る評価

ア 第8条1に規定する評価は、以下の(ア)及び(イ)を合算した額とする。

(ア) 基礎手数料

1,500,000円

(イ) 第7条に規定する委員会の審議等の回数に以下の金額を乗じた額

500,000円

イ 第8条3に規定する重変更は、以下の(ア)及び(イ)を合算した額とする。

(ア) 基礎手数料

1,000,000円

(イ) 第7条に規定する委員会の審議等の回数に以下の金額を乗じた額

500,000円

ウ 第8条4に規定する軽変更

150,000円

エ 第8条5に規定する評価確認書の交付

1部につき 30,000円

(3) 第10条に規定する臨時調査

1,000,000円

(4) 第14条に規定する試験等の委託

実費

2 旅費等の額

(1) 国内で行う現地調査に係る旅費の額は、派遣する協会の職員等1人につき以下のアからウを合算した額とする。

ア 日当

1日につき 2,200円

イ 宿泊料

甲地方 1日につき 10,900円

乙地方 1日につき 9,800円

ウ 交通費

実費（最も経済的な通常の経路及び交通手段による費用）

(2) 海外で行う現地調査に係る旅費の額は、(1)にかかわらず、実費を勘案して理事

長が別に定める。

(3) 海外で行う現地調査に必要と認められる旅費以外の経費は、実費を勘案して理事長が別に定める。

3 手数料は、協会が発行する請求書に基づき前納するものとする。

また、評価の過程において、委員会の審議等の回数や現地調査等を追加する必要がある場合は、別途協会が発行する請求書に基づき該当する金額を納付するものとする。

4 既に納付された手数料は、協会が当該手数料の対象となる評価の申請を受理した後においては、返還しない。

#### 第16条 雑則

1 評価を受けようとする者は、正副各1部の申請書類をもって申請するものとし、理事長は、副本1部を評価の終了後に申請者に返還するものとする。

2 この規程による評価において使用する測定機器類は、評価を受ける者の負担で準備するものとする。

#### 第17条 その他

1 理事長は、第5条2、(1)について評価を行った場合は、当該評価を受けた特定事業者の名称等について関係する都道府県及び市町村に対し情報の提供を行うものとする。

なお、第8条3の重変更及び第8条4の軽変更の評価を行った場合についても同様とする。

2 理事長は、第11条により評価の取消しを行った場合は、当該取消した評価について関係する都道府県及び市町村に対し情報の提供を行うものとする。

3 理事長は、この規程に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は、実施細則に定める。

附 則（平成20年8月13日危保規程第9号）

この業務規程は、平成20年8月13日から施行する。

附 則（令和2年11月24日危保規程第6号）

この業務規程は、令和2年11月24日から施行する。